

流山市農業委員会からの お知らせ(第6号)

編集・発行

流山市農業委員会事務局

TEL 04-7150-6102

農地法が改正されました



農地を調査する農業委員

農地制度の基本を「所有」から「利用」へ転換する改正農地法が、去る6月17日、参議院で可決され、成立しました。今回の最大の狙いは、農地を貸借する際の規制を大幅に緩和し、農業への一般企業参入の道を開くことであります。

その一方、農地の転用規制が強化されました。

今後、一般の法人や個人の農業参入、また、農地転用許可に対して、審査を行う農業委員会の役割は一層大きなものになりました。

なお、この法律は、今年中に施行される予定です。(内容については、次ページに掲載)

農地法等の改正のポイント

① 農地を適正かつ効率的に利用

農地の所有者や借主は、農地を適正かつ効率的に利用する責任があることが明らかにされた。罰則・強制はないが、農地を耕作せず放置することは許されなくなった。荒れたままなどにする
と遊休農地に認定され、農業委員会の指導を受けることになる。

② 相続なら届出 借りやすくなった共有名義の土地

新たに相続があった場合、農業委員会への届出が義務付けられた。また、共有名義のままでも権利者の2分の1を超す同意があれば5年未満の利用権設定ができるようになった。

③ 遊休化した農地、所有者不明でも利用権設定可能に 相続税納税猶予制度の見直し

遊休農地対策が拡充された。利用状況の把握や指導、公告・勧告なども農業委員会が前面に出て対応し、所有者が分からない場合でも権利設定ができるようになった。

また、これまで他人に貸したら猶予の打ち切りとなっていた相続税納税猶予制度の対象農地（市街化調整区域内）について、農業経営基盤強化促進法で貸し付けした場合は継続されることになった。

④ 農地を貸しやすく借りやすく 農地取得下限面積設定の弾力化

農業従事者の減少・高齢化が進む中、農地の利用者の確保・拡大に向け貸し借りの規制が大幅に緩和された。①「不適正利用した際は解除する。」との条件付きの契約締結、②地域の他の農業者と役割分担した上での継続的・安定的な農業経営、③法人の場合、役員一人以上が農業に常時従事…この三つが満たされれば、農業生産法人以外の法人や農作業に常時従事しない個人であっても、貸し借りに限っては農地を利用できることになった。

また、農地取得下限面積が、農業委員会の判断で自由に設定できるようになった。

⑤ 違反転用の罰則を強化

食料生産に必要な農地面積を確保するため、農地転用の規制が強化された。

改正前は、国や都道府県による農地の転用はすべて許可が不要だったが、病院や学校、社会福祉施設、庁舎、宿舍の建物は許可を必要とするものに見直された。許可権者との協議が成立すれば転用できる規定が設けられた。

また、罰金額も引き上げられた。個人の原状回復命令違反を3年以下の懲役、または300万円以下の罰金に引き上げられた。法人の役員や従業員の違反には、実行者と法人の双方に罰金を課す。

法人による違反転用や原状回復命令違反の罰金は1億円以下に引き上げられた。

⑥ 悪影響のある場合は不許可も

企業の農業参入などを念頭に、集落営農の推進や担い手への利用集積を阻害するなど地域の農地利用に悪影響をもたらす場合は不許可とする要件を追加、所有権については従来の規制が維持された。

⑦ 農業生産法人の要件緩和

農業生産法人への出資制限を緩和して、農外からの協力・支援を促進する措置が取られた。従来1社当たり10分の1以下だった農業関係者以外からの出資規制を廃止、総議決権の4分の1以下の要件も同法人と連携して事業を実施する農商連携事業者などが構成員の場合は、2分の1未満にまで引き下げられた。

所有農地および耕作地に関する申告書の送付

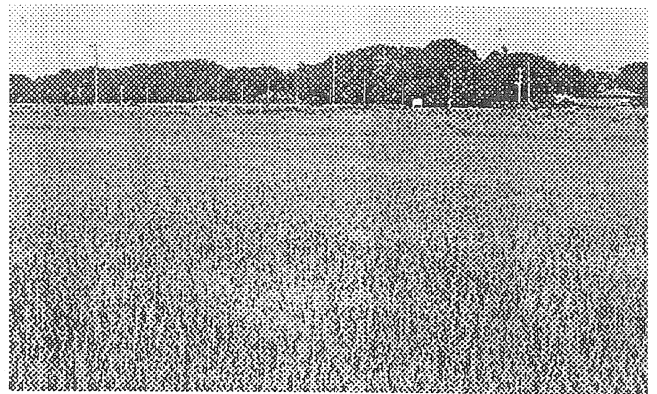
農家の方には、毎年8月1日現在の「所有農地および耕作地に関する申告書」を提出していただいています。この申告書は、農地の権利移動や農地転用手続きの基礎となるものです。昨年度は、流山地区と八木地区の方に対して個別郵送しましたが、今年度は、新川地区の方に対して郵送します。

なお、流山地区と八木地区の方で次に該当する方は、農業委員会事務局にご連絡ください。後日、申告書を送付します。

- 世帯員、農業従事日数などに変更がある方
- 相続などで農地の名義が変わった方
- そのほか記載内容に変更がある方
- 申告内容を確認したい方

連絡先 農業委員会事務局

☎7150-6102



農業委員会の適正な事務実施について

昨年12月3日、農林水産省から、国内における食料供給力の強化等を図るための新たな農地政策の方向として、農地法などを抜本的に改正する「農地改革プラン」が公表されました。

その内容につきましては、農地法等の法令事務については、透明性の向上と公平性・公正性の確保を図ることが強調され、総会議事録をホームページで公表をすること、また、農地の効率的な利用を図る促進等事務については、目標及びその達成に向けた活動計画を策定、検証することとされました。

このため、本市農業委員会では、総会議事録については平成21年4月分から公表しております。

また、本市農業委員会の平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画を策定いたしました。

その内容につきましては、認定農業者等担い手の育成確保、担い手への農地の利用集積、耕作放棄地の解消などです。

特に、農地の利用集積につきましては、目標3ヘクタールということで、農業委員一人当たり2,000平方メートルを目標に、耕作放棄地の解消を図ってまいります。

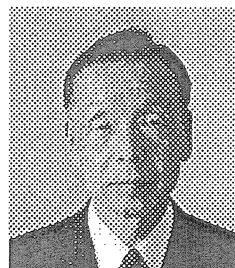
なお、総会議事録、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、ホームページで公表しておりますので、御覧ください。

議会選出農業委員が交代

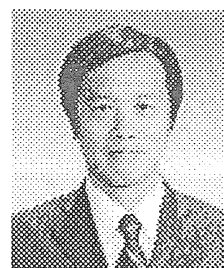
去る5月14日、流山市議会の新議長に伊藤實氏が選出されました。それに伴い、伊藤實農業委員から農業委員を辞職したい旨の願い出が提出され、5月25日開催の農業委員会総会で同意が得られました。

伊藤議長には、今後流山市議会での御活躍を期待します。

また、その後任として、6月29日、流山市議会から新たに秋間高義委員が選任されました。秋間委員には農業委員として御活躍を期待します。



伊藤實前委員



秋間高義新委員

耕作していない農地はありませんか

跡継ぎもおらず、高齢なので耕作できない。誰か作ってくれる人がいれば農地を「貸したい」あるいは「売りたい」と考えている方はありませんか。

農業委員会では、耕作が困難な方から、農業の経営規模の拡大を図りたい方への、農地の橋渡しをしたいと考えております。

ご自身で耕作ができなくなった農地をお持ちの方は、地元農業委員に御相談の上、農業委員会までお申出ください。

農地の貸し借り、売買は、利用権設定等促進事業で行います。

具体的なメリットとしては、

- ① 貸し借りについては、契約期間が満了すると、その貸し借りは自動的に終了し、離作料を払うことなく、その土地は貸主に返還されます。
- ② 売買については、所有権移転の登記を流山市が行います。
- ③ 新規に貸し借りを行った場合は、貸主に市から奨励金が交付されます。
(例10a 当たり10,000円から)

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心して豊かな老後を

農業者年金

農に就く方が幅広く加入いただけます

全国農業新聞

最新の農業情報をお届けします。

購読料 1か月600円